

素人そば打ち段位認定制度審査基準規程

第1条 目的

この規程は、一般社団法人全麵協(以下「全麵協」という)素人そば打ち段位認定制度基本要綱(以下「基本要綱」という)第7条に基づき「素人そば打ち段位認定制度」(以下「段位認定制度」という)の実施に関する実施基準及び実施方法について定めることを目的とする。

第2条 段位認定審査実施要領

段位認定審査は、初段位から三段位までは技能審査を、四段位は書類審査及び技能審査を、五段位は一次審査、筆記試験、意見発表及び技能審査を行う。

1 技能審査

技能審査は、水回し、こね、のし、切りの4工程と事前準備、衛生並びに服装検査、事後の後始末状態について、本審査基準規程第4条に定める「段位認定技能審査基準」(以下「審査基準」という)及び別表に定める「技能審査チェック項目」等により審査する。

① そば粉の量

技能審査で使用する「そば粉」と「つなぎ粉(小麦粉)」の重量は、審査基準規程第4条のとおり審査する段位により定める。

② 審査で使用する道具

技能審査で使用する道具類は、手打ちにより製麺するものとするが、地域性を考慮し判定する。ただし、「半自動送りの包丁」など手打ちを補助するための道具は認めない。

認定会審査時に使用される用具類は、段位認定会主催者(以下「主催者」という)が用意するものとするが、包丁、切り板、こま板、麵棒等の小間物は、受験者が持参して使用することができる。

ただし、段位認定会主催者が用意する木鉢については、地域認定会においては外径約48cm、支部認定会および全国認定会においては外径約54cmのもの、ふるいについては、網目40目又は32メッシュで外径約24cmのもので、木鉢、ふるいとも全麵協が統一した規格のものを使用するものとする。

③ 審査で使用する材料

審査で使用する材料は、段位認定会主催者が用意する「そば粉」「つなぎ粉(小麦粉)」及び「水」の3点とし、これ以外の材料は認めない。

④ 審査の所要時間

技能審査の所要時間は、開始の合図があつてから終了の合図があるまで40分間とする。ただし、この時間を若干超過して終了した場合でも失格とせず採点を行うものとする。

なお、開始前の手洗い、衛生、服装検査、終了後の後始末検査に要した時間は、この時間内に含まれない。

⑤ 切り幅

切り幅は、おおむね 1.5mm から 2.0mm を基準とし、地域の特徴を考慮するものとする。「切り揃え率」及び「つながりの長さ」は、本審査基準第4条の段位別に定める基準により判定する。

⑥ 姿勢

認定審査会におけるそば打ちの姿勢は、地域の特徴を考慮して立つ、座る等の打ち方は問わないが、その姿勢、態度に品性があるかどうかについて判定する。

⑦ その他

食品衛生の観点から、爪、頭髪の手入れ、衣服の品性、清潔感等についても審査するほか、作業中のそば粉等のこぼれ、道具、衣服、身体の汚れ方、道具の後始末の状態についても審査判定する。

2 書類審査および一次審査

① 四段位認定会の受験を希望する者は、自己の所属する全麵協 A、B、C 会員である団体代表者の推薦を受けた上、「四段位認定書類審査申込書」、これまでのそばに関する活動状況、全麵協から出題されたそばの知識等に関する設問、小論文の課題についての回答文書を、全麵協に提出して書類審査を受けなければならない。この書類審査に合格しなければ技能審査を受験することができない。

② 五段位認定会の受験を希望する者は、自己の所属する全麵協 A、B、C 会員である団体代表者の推薦を受けた上、「五段位認定一次審査申込書」と、これまでの活動状況を記載した書類とともに、全麵協から出題された課題についての小論文を提出して第一次書類選考を受け、これに合格しなければ筆記試験を受験することができない。

③ 四段位認定会における書類審査、五段位認定会における筆記試験は、そばの栽培、品種、栄養、健康、そばの歴史、文化、全麵協および段位認定制度の理解度等そばについての幅広い知識を審査するほか、そば普及の貢献度や活動状況について精査し、さらに意見発表等により人物評価を行い総合的に判定する。

④ 四段位認定会書類審査および五段位認定会一次審査、筆記試験の結果は、技能審査結果と併せて総合的に判定するものとする。

第3条 段位別受験資格等

基本要綱第6条に基づき段位別受験資格、再受験までの期間及び受験の条件等は、次のとおりとする。

1 段位別受験資格

① 初段位

そば打ちを職業としない年齢 13 歳以上の者であれば何人も受験することができる。

② 二段位

初段位に認定後 1 年以上経過している者は、受験することができる。

③ 三段位

二段位に認定後1年以上経過している者は、受験することができる。

④ 四段位

三段位に認定後2年度以上経過し、全麵協A、B、C会員から推薦を受けることができる者は、受験することができる。

⑤ 五段位

四段位に認定後3年度以上経過し、全麵協A、B、C会員から推薦を受けることができる者は、受験することができる。

2 受験資格期日の算定基準

① 受験資格の経過年数は、段位認定会の実施日を基準とする。

② 受験資格で上位段受験の経過年数で15日間以内の日数不足までは、期間を満たしているものと認める。

ただし、定期的に行われる段位認定会において、開催日程により、これによりがたいときは段位認定部と協議するものとする。

③ 四段位、五段位の受験資格は、年度で定められているが、この年度は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として算定するものとする。

3 認定講習会の受講

① 四段位又は五段位の認定会を受験する者は、そばに関する高度な知識を有し、さらに全国各地のそば仲間との普及活動や貢献活動等に関する情報交換を行い、地域の指導者としての見識を高めるための、全麵協が実施する四段位又は五段位認定講習会を受講しなければならない。

② この認定講習会は、上位段認定会の受験機会が三回与えられる。この回数を超えて書類審査、一次審査、筆記試験及び技能審査に合格しなかった場合は、再度認定講習会を受講しなければならない。ただし、全麵協が実施するそば打ち技術講習会を受講した者は、認定講習会を受講したものとみなす。

4 再受験までの期間

認定会において不合格になった場合は、「審査結果」を参考にして研鑽・練習を積むことが必要であり、その期間として再受験までの期間として次の通り設定する。この期間に満たない場合は、段位認定会を受験することはできない。

該当段位	再受験期間
初段位	2か月以上
二段位	6か月以上
三段位	1年間以上
四段位	1年間以上

5 重複応募の禁止

多くの受験希望者に受験機会を公平・公正かつ平等に与えるため、複数の「段位認定会」に重複して応募する「重複応募」は禁止する。これが発覚した場合

は、応募したすべての「段位認定会」の受験を無効とし、納付した受験料は返却しないものとする。

第4条 段位認定審査技能基準

1 初段位

そば粉の量は700g(そば粉500g、つなぎ粉200g)とする。

- ① そば打ちが40分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が60%以上である。
- ③ そばを持上げても20cm位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が堂々として落ち着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれが少なく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末がきちんとできている。

2 二段位

そば粉の量は1000g(そば粉800g、つなぎ粉200g)とする。

- ① そば打ちが40分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が70%以上である。
- ③ そばを持上げても23cm位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が堂々として落ち着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末がきちんとできている。

3 三段位

そば粉の量は1500g(そば粉1200g、つなぎ粉300g)とする。ただし、年齢が75歳以上で本人が希望する場合は1200g(そば粉1000g、つなぎ粉200g)とすることができる。

- ① そば打ちが40分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が90%以上である。
- ③ そばを持上げても25cm位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落ち着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

4 四段位

そば粉の量は1500g(そば粉1400g、つなぎ粉100g)とする。ただし、年齢が75歳以上で本人が希望する場合は1200g(そば粉1100g、つなぎ粉100g)とすることができる。

- ① そば打ちが40分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が95%以上である。
- ③ そばを持上げても25cm以上につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落ち着いており、品格がある。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

5 五段位

そば粉の量は1500g(そば粉1500g、つなぎ粉なし)とする。ただし、年齢75歳以上で本人が希望する場合は1200g(そば粉1200g、つなぎ粉なし)とすることができる。

- ① そば打ちが 40 分で終了している。
- ② そばの切揃え率が 95%以上である。
- ③ そばを持上げても 25 cm以上につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落ち着きがあり、風格がある。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

第5条 受験料と認定料

1 受験料

段位認定会の受験者は技能審査受験申込の時に、次の受験料を段位認定会主催者に納入しなければならない。

ただし、四段位認定会書類審査受験者は、当該審査受験申込時に 2000 円、五段位認定会一次審査受験者は、当該審査申込時に 3,000 円の受験料を全麵協に納入しなければならない。

段位	受験料		備考
	会員	非会員	
初段位	6,000 円	7,000 円	
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
二段位	8,000 円	9,000 円	
	4,000 円	6,000 円	学生(13 歳以上)
三段位	10,000 円	12,000 円	
	8,000 円	10,000 円	学生
四段位	15,000 円		
五段位	20,000 円		

※ 学生は、高校生以下とする。

2 認定料

段位認定会において段位を認定された者は、次の認定料を全麵協に納入しなければならない。

段位	認定料		備考
	会員	非会員	
初段位	7,000 円	8,000 円	
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
二段位	7,000 円	8,000 円	
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
三段位	12,000 円	14,000 円	
	9,000 円	10,000 円	学生
四段位	13,000 円		
五段位	15,000 円		

※ 一般社団法人全麵協 A、B、C 会員に所属していない者は非会員とみなす。

3 返金

受験料及び認定料は返金しないものとする。

第6条 その他

この審査基準規程の運用にあたり、疑義あるときは段位認定事業部で検討するものとする。ただし、重要な事項については、理事会に諮り解決するものとする。

附則

- 1 この実施基準は、平成15年6月20日から施行する。
- 2 「全麵協素人そば打ち段位認定」実施基準(平成9年7月10日制定)は、廃止する。
- 3 この実施基準は、平成17年5月14日から施行する。
- 4 この実施基準は、平成17年8月1日から施行する。
- 5 この実施基準は、平成18年5月13日から施行する。
- 6 この実施基準は、平成18年9月17日から施行する。
(認定講習会受講後の受講機会改正)
- 7 この実施基準は、平成19年2月4日から施行する。
(非会員の受験料、登録料改正)
- 8 この実施基準は、平成19年5月12日から施行する。
(受験者準備物から「ふるい」を削除)
- 9 この実施基準(17年5月14日制定)は、廃止する。
- 10 この実施基準は、平成22年6月15日から施行する。ただし、受験資格基準については、平成22年9月1日以降に開催される段位認定会から適用するものとする。
- 11 この規程は、平成26年5月17日から施行する。

別表

全麵協素人そば打ち段位認定 技能審査チェック項目

		チェック項目	チェック	配点
準備衛生	1	《事前準備》 道具の準備・取扱いが適切であること ①道具類の準備はできているか ②道具類の手入れはよいか(審査前の道具類の始末はできているか) ③道具類は適切な位置に配置されているか (当項目の加減点計)		10
	2	《衛生面》 身支度が衛生的であり、見苦しくないこと 事前に衛生検査を実施し判定する ①帽子・前掛けは着用しているか ②爪の手入れ(短かく、汚れが無いこと) マニキュアの有無 ③腕時計・指輪等の装飾品は外しているか ④ボタンは掛けられて、襟口や裾の乱れは無い、服装は見苦しくないか ⑤手洗いは実施されたか(指の間、手首までよく洗われたか、汚れはないか) ⑥手指に傷は無い、また手当ては完全か(審査員の事前承認が必要) (当項目の加減点計)		
水回し	3	《水回し》 粉の性質を熟知しているか 加水、水の浸透が十分にされているか ①ふるい通し(そば粉、つなぎ粉の混合 粉質を確認したか 粉の散逸は無い) ②水回し(粉の融合・水の浸透具合・かき混ぜ方は良いか) ③加水量(加水の方法・加水の回数・適正な加水量・加水量の見極め) ④粉の散逸は無い(手荒さ・こぼれ具合) ⑤木鉢の汚れはないか ⑥姿勢は良い(身体のバランスはよいか・手先に頼っていないか) ⑦木鉢の所要時間・時間配分は適正か (当項目の加減点計)		20
こね ねり	4	《こね(練り)の行程》 手際よく加重され、むらなく練られていること ①ねり(手際の良さ・練りの方法・まとめ具合)は良いか ②こね(練り)(適度な練込み・全体の調合)はできているか ③菊もみ(菊練り)(練りの仕上げ具合・円滑さ・形・艶の出具合)はよいか ④へそ出し(出っ尻・手際良さ・形)はできているか ⑤手洗い・粉落としを行っているか ⑥姿勢(身体のバランス・構えはよいか、腕の力だけに任せていないか) ⑦木鉢の片付けはよいか ⑧木鉢の所要時間・時間配分は適正か (当項目の加減点計)		15
のし	5	《延しの行程》 丸出し 適度な大きさ・形・均等な厚さにのされていること ①基礎延し(鏡出し)(手際良さ・丸の形状・大きさ・厚さ・手の当て方)は良いか ②丸出し(手際良さ・丸の形状・厚さ・大きさ・延し跡・麺棒の振り方)は良いか ③打ち粉の使い方(適所・適量・散逸具合)は適正か ④基礎延しの所要時間・時間配分は適正か (当項目の加減点計)		20
	6	《本延しの行程》 四つ出し、本延しでは無理なく均一に延されているか ①四つ出し(手順・手際良さ・巻き付け・形状・大きさ・均質さ)は良いか ②肉分け(見極め・手際良さ・形状・手順・麺棒の使い方)はできているか ③幅出し(見極め・手際良さ・手順・形状・潰れ)は良いか ④本延し(手際良さ・延しムラ・形・幅・大きさ・破れ・麺棒の握り方)は良いか ⑤たたみ方(打ち粉の振り方・手際良さ・手順・重ね方)は良いか ⑥麺棒の使い方(延し棒と巻き棒の使い分け・握り方・リズム感) ⑦打ち粉の使い方(適所・適量・散逸具合)は適正か ⑧延しの所要時間・時間配分は適正か (当項目の加減点計)		
		《きり(包丁)の行程》 切り幅が均等で、リズムよく切られ、切り屑が少ないこと ①まな板の凸凹は確認したか ②打ち粉の敷き方(適所・適量)は良いか ③麺生地(置き方(扱い方・持ち上げ方・置き方))は良いか ④包丁さばき(リズム感・バランス良さ・当て方の角度・空打ち)は良いか		

切り	7	⑤切り幅(切り揃え・安定感・切りムラ・空打ち・いかだ(ゲタ)の有無)は良いか	15
		⑥コマ幅(一定間隔の取り方)は良いか	
		⑦さばき(手際良さ・打ち粉落ち具合・舟への並べ方)は良いか	
		⑧こま板(押さえ方・バランス・平行)の扱いは良いか	
		⑨姿勢(構え・安定具合・足の構え)は良いか	
		⑩出来上がり(打ち粉払い・揃え・生舟への入れ方)は良いか	
		⑪切り残し(屑の多少)は少ないか	
態度片づけ	8	⑫切りの所要時間・時間配分は適正か (当項目の加減点計)	10
		《片付け》作業に使用した道具は良く清掃され、片付けされているか	
		①道具類の片付け(全体的な整理整頓・床下の汚れ・所定の位置へ)は良いか	
		②延し台(粉散逸残りの有無)の始末は良いか	
		③木鉢(拭き取り・清潔)の始末はよいか	
		④麺棒・こま板(粉跡の有無)の始末は良いか	
		⑤包丁(へたの付着有無)の始末は良いか	
⑥衣服や身体へのそば粉の付着はないか (当項目の加減点計)			
総評	10	《(そば打ち態度) 全体的な姿勢・意気込み・気構えを判定する	10
		①意気込み(態度)は終始一貫して前向きな姿勢で、周囲に影響されていないか	
		②気構え(心構え)は適度な緊張感を持ち、力みがなくてだらけていないか	
		③作業の姿勢(各作業での姿勢・全般を通じた姿勢)は良いか	
		④観客から助言・指導を受けなかったか (当項目の加減点計)	
		《活動歴とそばの品格・魅力》活動歴と出来上がったそばに品格・魅力・食味を感じるか	
		①そば打ちのプロフィール(受験申込書を参照)は評価されるか	
②仕上がり具合は良好か			
③出来上がり品は、品格・魅力を醸し出しているか			
④美味しそうな食味を予感させるか (当項目の加減点計)			

加減点の評価基準 特に良い+2、良い+1、普通±0、やや悪い-2、大変悪い-4

(段位別評価の加減と力量のめやす)

初段位	基本的な作業手順の遂行の出来具合を評価する。標準的な目(判定基準)で評価する ひとりで所定の時間内に、人前に出せるそばが打てる力量を持つ
二段位	少し厳しい目(判定基準)で評価する 初段に加え。家庭や仲間で「そば会」が開くことができ、そば打ちを他人に教えることができる力量を持つ
三段位	厳しい目(判定基準)で評価する 二段にかわって、人前でそば打ちが披露でき、市町村を代表してそばの紹介(歴史、文化)だ切るりきりょうを持つ
四段位	最も厳しい目(判定基準)で評価する。完成度の高さを評価 三段に加え人格に優れ、手打ちそばの普及に貢献実績を持つ。都道府県を代表してそばの紹介(歴史、文化)ができる
五段位	更にもっとも厳しい目(判定基準)で評価する。完成度の高さを評価 四段に加え栽培、歴史、文化、健康効果などそば全般に精通し、日本の伝統食としてそばの紹介と吹き有ができる